

西村あさひ法律事務所

欧州委員会による強制労働製品の上市・輸出禁止規則案の公表

ヨーロッパ、独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2022 年 9 月 22 日号

執筆者:

[E-mail](#) [根本 拓](#)[E-mail](#) [平家 正博](#)[E-mail](#) [田代 夕貴](#)

2022 年 9 月 14 日、欧州委員会は、強制労働によって作られた製品の EU 市場への上市・輸出を禁止する規則案¹を公表した。本稿は、かかる規則案について解説する。また、本規則案を既に存在する米国の強制労働製品に関する輸入規制と比較し、さらに、考えられる日本企業に対する影響についても整理する。

なお、別途の記載がない限り、本稿での条文番号は本規則案の条文番号を意味する。

1. 本規則案の概要・ポイント

最初に、本規則案の概要及びポイントは以下のとおりである。

- 本規則案は、事業者による強制労働製品の EU 市場への上市等又は EU 市場からの輸出を禁止するものであり、禁止の対象行為には、外国産の対象産品を EU 市場に輸入することのみならず、EU 産の対象産品を EU 市場で利用可能にすること及び対象産品を EU 市場から他国に輸出することも含まれる。
- 本規則案は、特定の国や産業に焦点を当てるのではなく、あらゆる国や産業における強制労働産品が対象となる。
- ある産品が強制労働産品であると当局が判断した場合、対象産品の EU 市場への上市等及び輸出が禁止されることに加えて、管轄当局の調査対象となった事業者は、既に上市等された関連産品の EU 市場からの撤去や廃棄も行わなければならない。
- 米国(及びカナダ)に続いて、EU においても強制労働製品に関する規制が成立することによって、米国及び欧州にサプライチェーンを有する日本企業は、サプライチェーン上の強制労働の有無の特定及び対処、取引先企業への情報提供等に向けた取組を強化する必要に迫られる。

2. 本規則案の背景・目的

ILO の推計によれば、強制労働を強いられている人々は世界に 2760 万人程度存在するとされているところ、かかる問題に対処し、また責任あるビジネス慣行を促進することは EU のビジネスと人権に関するアジェンダの優先課題となっている。

かかる問題に関して、欧州委員会は、2022 年 2 月に、コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案を公表したが(当事務所のニューズレター[2022 年 2 月 25 日号](#)及び[2022 年 3 月 4 日号](#)参照)、かかる指令案は、企業の事業やバリュー・チェーンにおける人権及び環境の問題に対処するためのガバナンスシステムの確立に重点が置かれていた。これに対して、本規則案は、産品が強制労働によって作られたものであるかに着目し、そのような産品の EU 市場への上市や EU 市場からの輸出を禁止することで、上記の強制労働に関する問題に効果的に対処しようとするものである²。

¹ https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/785da6ff-abe3-43f7-a693-1185c96e930e_en

² 以上について、欧州委員会 “Questions and Answers: Prohibition of products made by forced labour in the Union Market”
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_5416

3. 本規則案の内容

本規則案の主な内容は以下のとおりである。

(1) 強制労働製品に関する禁止規制

ア 禁止規制の対象製品

規制の対象は、「強制労働によって作られた製品」とされている³。

「強制労働」とは、国際労働機関(ILO)の 1930 年の強制労働に関する条約(第 29 号)に規定される強制的又は義務的労働を指し、強制児童労働を含むとされている⁴。ILO のかかる条約は、「強制労働」の意義について、「ある者が処罰の脅威の下に強要せられかつその者が自ら任意に申し出たるに非ざる一切の労務を言う」としている(同条約 2 条 1 項)。

また、「強制労働によって作られた製品」とは、「サプライチェーンのいずれかの段階における製品に関連する作業または加工を含む、製品の採掘、収穫、生産又は製造のいずれかの段階の全部または一部において全部又は一部に強制労働が使用された製品」とされている⁵。

イ 禁止行為

事業者(economic operators)は⁶、上記アの強制労働によって作られた産品を EU 市場に上市し若しくは EU 市場で利用可能にすること又は輸出することを禁止される⁷。

かかる禁止行為には、外国産の対象産品を EU 市場に輸入することのみならず、EU 産の対象産品を EU 市場で利用可能にすること及び対象産品を EU 市場から他国に輸出することも含まれる⁸。

ウ 禁止規制への違反の効果

下記(2)の手続きを経て当局が上記の禁止規制への違反を確定した場合、以下を含む決定を遅滞なく採択する必要があるとされている⁹：

- 対象産品の EU 市場への上市及び利用可能にすること並びに輸出の禁止
 - 調査の対象となった事業者に対し、既に上市された又は利用可能となった関連産品を EU 市場から撤去することについての命令(ただし、最終消費者の手に渡った産品はこの対象から除かれる¹⁰)
 - 調査の対象となった事業者に対して産品を廃棄することについての命令
- なお、罰則については、各加盟国ごとに定められる¹¹。

³ 3 条。

⁴ 2 条(a)。

⁵ 2 条(g)。

⁶ 事業者(economic operators)とは、EU 市場に産品を上市し又は EU 市場で利用可能にする又は輸出する自然人、法人又は人の組織(association of persons)をいう(2 条(h))。

⁷ 3 条。ここで、「上市」とは産品が EU 市場で最初に利用可能となることとされており(2 条(e))、「利用可能にすること」とは流通、消費又は使用のために産品を EU 市場に供給することをいう(2 条(d))。

⁸ 前文(16)参照。

⁹ 6 条 4 項。

¹⁰ 1 条 2 項。

¹¹ 30 条 1 項。

(2) 各国当局の権限及び手続き

本規則案の上記規律は、各加盟国の当局によって実施及び執行されることとされており¹²、加盟国各国は、本規則案の実施及び執行を担当する当局を指定する¹³。

かかる管轄当局は、まず、市民社会からの情報提供、強制労働のリスクのある地域又は製品のデータベース(下記(3))、事業者の強制労働に関するデュー・ディリジェンスの実施状況に関する情報等に基づいて、禁止規制への違反の可能性のリスクを評価する予備調査を行う¹⁴。さらに、上記禁止規制違反の実質的な懸念があると判断した場合には、特定の製品及び事業者を対象とする調査を行う¹⁵。かかる調査の結果、規則案3条の禁止規制への違反が認められた場合には、上記(1)ウの決定が採択される¹⁶。

当局による調査の過程において、調査対象となる事業者は、当局から要請された場合、産品、産品の生産者又は製造者及び産品の供給者を特定するための情報を含む調査に必要な関連情報を当局に対して提出しなければならないとされている¹⁷。また、当局は、かかる情報提供要請やその他の調査によって情報及び証拠を収集できなかった場合には、利用可能な他の事実(other facts available)に基づいて、上記禁止規制違反を認定することができる¹⁸。

上記の手続きに則って採択された決定は、本規則案の国境における執行を担当する税関当局に連絡され¹⁹、税関当局は、対象産品である可能性がある産品の EU 市場への流通や EU 市場からの輸出を停止する²⁰。管轄当局は、当該産品が、上記(1)ウの決定における強制労働産品に該当すると結論付けた場合、税関当局に対し、EU 市場への流通や EU 市場からの輸出を禁止する²¹。

(3) ガイドライン等の制定・提供

欧州委員会は、本規則の発効後 18 ヶ月以内に、以下のガイドラインを公表するとされている²²：

- 強制労働に関するデュー・ディリジェンスのガイダンス
- 独立かつ検証可能な情報に基づく強制労働のリスク指標に関する情報
- 本規則の実施に関連する一般に入手可能な情報源のリスト
- 管轄当局による本規則の実施を促進するための更なる情報
- 税関当局への情報提供や、税関における産品の管理等に関する規定の実施のためのガイダンス

このうち、強制労働に関するデュー・ディリジェンスのガイダンスは、2021 年 7 月に欧州委員会等から公表された「EU 企業が事

¹² 前文 19、第 2 章。

¹³ 12 条。

¹⁴ 4 条 1 項及び 3 項。リスク評価に当たっては、経済事業者の規模及び経済資源、強制労働のリスクのある製品の量、及び疑われる強制労働の規模が考慮される(4 条 2 項)。また、次に述べる調査の開始前には、当局は事業者に対し、EU 法、各国法、国連・ILO・OECD 等の国際機関によるデュー・ディリジェンスガイドライン等に基づく、強制労働に関するデュー・ディリジェンスの実施状況が確認することとされており、事業者は 15 営業日以内に回答しなければならない(4 条 3 項及び 4 項)。

¹⁵ 5 条。なお、「実質的な懸念」とは、産品が強制労働によって作られた可能性が十分にあると当局が疑うに足りる、客観的かつ検証可能な情報に基づく十分な根拠を意味する(2 条(n))。

¹⁶ 4 条ないし 6 条。事業者が決定事項の見直しを請求するための手続きも規定されている(8 条)。

¹⁷ 5 条 3 項。事業者は 15 営業日以内に回答するか、延長要請を提出する必要がある(5 条 4 項)。

¹⁸ 6 条 2 項。

¹⁹ 15 条 3 項。

²⁰ 17 条。

²¹ 19 条。税関当局は、禁止された産品が廃棄されるために必要な措置を講ずる(20 条)。

²² 23 条。

業とサプライチェーンにおける強制労働のリスクに対処するためのデュー・デリジェンスに関するガイダンス」²³に基づいて作成されるべきとされている²⁴。

また、特定の地域又は特定の産品に関する強制労働のリスクを示すデータベースも、外部の専門家によって提供される²⁵。

4. 今後のスケジュール

本規則案は、今後欧州議会と欧州理事会で議論されることとなっており、欧州議会・欧州理事会での合意を得た上で発効する。その上で、発効から 24 ヶ月後に適用される²⁶。

5. 米国の強制労働産品に関する輸入規制との比較

米国には既に、強制労働産品の輸入を禁止する法制が存在し(米国関税法 307 条)、また新疆ウイグル自治区産品等のウイグル族に対する人権侵害に関連する産品の輸入を原則として禁止するウイグル強制労働防止法も 2021 年末に成立した(詳細については、当事務所ニューズレター「[2020 年 12 月 17 日号](#)・[2022 年 1 月 7 日号](#)参照」)。

かかる米国の輸入規制と欧州委員会による本規則案を比較した場合、詳細は紙幅の関係上割愛するものの、主に以下のような違いがある。

- 本規則案は、米国のウイグル強制労働防止法と異なり、特定の国・地域を特に名指しして強制労働産品の輸入を禁止するものではない。しかし、第三国の当局との間の情報交換や²⁷、上記 3(3)の特定の国及び産品に関する強制労働リスクのデータベースが依拠する情報の1つとして第三国当局からの情報が含まれていること²⁸を踏まえると、米国の輸入規制の対象産品については、EU の本規則案に基づく禁止規制の対象ともなる可能性が、他の産品に比べて高くなり得る。
- 米国の輸入規制は、外国産の強制労働産品の自国への輸入を禁止するのに対し、本規則案は、これに加えて、EU 産の対象産品を EU 市場で利用可能にすること及び対象産品を EU 市場から他国に輸出することも規制する。
- 本規則案は、ある産品が強制労働産品と判断された場合に、対象産品の EU 市場への上市等及び輸出を禁止するのに加えて、管轄当局の調査対象となった事業者に、既に上市等された関連産品の EU 市場からの撤去や廃棄を求める。一方で、米国の輸入規制はかかる事後的な撤去は廃棄を求めている。
- 詳細は割愛するものの、米国の輸入制限法制と本規則案とでは、強制労働産品の輸入が制限されるに至る手続きが異なる。ただし、このような手続きの違いがどのような実質的な実務上の差異を生じさせるかについては、本規則案の発効及適用後の実際の運用を見ていく必要がある。

6. 日本企業への影響

本規則案の内容は今後の欧州議会・欧州理事会を交えた議論の過程で変更される可能性があり、また具体的な実務上の影響を評価するには、発効及び適用後の実際の運用を見ていく必要があるが、現段階で、本規則案の日本企業への影響として以下のようなものが考えられる。

- 本規則案への対応として、EU 企業はサプライチェーンに関する情報収集や管理を強めることが予想される。日本企業も、EU 企業と直接又は間接に取引する場合には、適切な管理体制に関する説明、予めそのような情報を提供すること等の協力を、EU 企業から契約上又はその他の手段で求められる可能性がある。

²³ https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf

²⁴ 前文(33)。また、中小企業は資源や能力に限られていることを踏まえて、「強制労働に関するデュー・デリジェンスのガイダンス」は、事業者の規模や経済的資源も考慮されたものとなることも定められている(前文(18)及び 23 条(a))。

²⁵ 11 条。

²⁶ 31 条 1 項。欧州委員会 "Commission moves to ban products made with forced labour on the EU market" (14 September 2022) <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5415>も参照。

²⁷ 26 条。

²⁸ 11 条 1 項。

➤ EU 域内に所在する日本企業の子会社が調査対象となり、本規則案の禁止規制への違反が確定した場合には、既に市場に流通している強制労働産品の撤去や廃棄を求められることとなり、多大なコストを負うことになるリスクがある。

このように、米国(及びカナダ)に続いて、EU においても強制労働産品に関する規制が成立することによって、米国及び欧州にサプライチェーンを有する日本企業は、サプライチェーン上の強制労働の有無の特定及び対処に向けた取組を強化する必要性に迫られるため、そのような企業にとって、本規則案に関する今後の議論に着目する必要性は大きい²⁹。

また、本規則案は、強制労働の意義について ILO 条約における強制労働の意義に準拠するとしており、また予備調査の際に事業者に対し、国際機関によるデュー・ディリジェンスガイドライン等に基づく取組についての情報を求めるとしている等、関連する国際規範との整合性が随所で意識されている。このことに鑑みれば、日本企業にとっては、本規則案に対処するために、関連する国際規範を理解し、これに則った取組を進めることが重要になる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²⁹ なお、2022 年 9 月 15 日には、ILO による強制労働の世界推計に関する米国・日本・EU の貿易大臣及び労働大臣による三者共同声明が発表され、日本の経産産業大臣・厚生労働大臣は、米国・EU の閣僚と共に、「グローバル・サプライチェーンにおける強制労働との闘いに貢献する新たな政策及びイニシアティブを探索するとのコミットメントを共有する。我々は、強化する必要がある現在の貿易・労働政策を検討し、既存のギャップに対処する意図がある。」という声明を出しているところ、今後この問題に対する国際的な取組及び連携の強化が見込まれることにも留意すべきである<<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220915004/20220915004.html>>。